【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年４月11日
【報告者の氏名又は名称】／１	ＫＤＤＩ株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿二丁目３番２号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
【電話番号】	03-6678-0712
【事務連絡者氏名】	コーポレート統括本部 経営管理本部長　本田 弘樹
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
［報告者の氏名又は名称］／２	ＮＪ株式会社
［報告者の住所又は所在地］	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
［最寄りの連絡場所］	同上
［電話番号］	03-6678-0712
［事務連絡者氏名］	ＫＤＤＩ株式会社 コーポレート統括本部 経営管理本部長　本田 弘樹
［代理人の氏名又は名称］	該当事項はありません。
［代理人の住所又は所在地］	同上
［最寄りの連絡場所］	同上
［電話番号］	同上
［事務連絡者氏名］	同上
【縦覧に供する場所】	ＫＤＤＩ株式会社 （東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号） ＮＪ株式会社 （東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

（注１） 本書中の「公開買付者」とは、ＫＤＤＩ株式会社（以下「ＫＤＤＩ」といいます。）及びＮＪ株式会社（以下「ＮＪ」といいます。）を総称して又は個別にいいます。また、ＫＤＤＩ及びＮＪを総称して「公開買付者ら」ということがあります。

（注２） 本書中の「対象者」とは、株式会社ジュピターテレコムをいいます。

（注３） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

（注４） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注５） 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注６） 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

（注７） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

（注８） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第

１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

（注９）　本書中の「株券等」とは、株式等についての権利を指します。

（注10）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語により作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

（注11）　本公開買付けは、いずれも日本において設立された会社であり、日本の居住者のみを取締役として有する公開買付者らにより行われるものです。また、本公開買付けは、日本において設立され、日本でのみ株式上場している対象者の有価証券に関するものです。したがって、本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、日本以外の管轄地における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

１【公開買付けの内容】

（１）【対象者名】

株式会社ジュピターテレコム

（２）【買付け等に係る株券等の種類】

① 普通株式

② 新株予約権

(1) 平成18年３月28日開催の対象者定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「2006年株式報酬型新株予約権」といいます。）

(2) 平成19年４月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「2007年株式報酬型新株予約権」といいます。）

(3) 平成20年７月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権（以下「2008年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）」といいます。）

(4) 平成21年４月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権（以下「2009年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）」といいます。）

(5) 平成21年３月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された長期インセンティブとしての新株予約権（以下「2009年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）」といいます。）

(6) 平成22年２月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権（以下「2010年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）」といいます。）

(7) 平成22年２月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された長期インセンティブとしての新株予約権（以下「2010年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）」といいます。）

(8) 平成23年２月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権（以下「2011年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）」といいます。）

(9) 平成23年２月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された長期インセンティブとしての新株予約権（以下「2011年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）」といいます。）

(10) 平成24年２月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された中期インセンティブとしての新株予約権（以下「2012年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）」といいます。）

(11) 平成24年２月29日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された長期インセンティブとしての新株予約権（以下「2012年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）」といい、2006年株式報酬型新株予約権、2007年株式報酬型新株予約権、2008年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）、2009年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）、2009年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）、2010年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）、2010年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）、2011年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）、2011年株式報酬型新株予約権（長期インセンティブ）、2012年株式報酬型新株予約権（中期インセンティブ）と併せて、「本新株予約権」といいます。）

（３）【公開買付期間】

平成25年２月27日（水曜日）から平成25年４月10日（水曜日）まで（30営業日）

２【買付け等の結果】

（１）【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限は設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

（２）【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第１項の規定に基づき、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により、平成25年４月11日に本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（３）【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,197,794（株）	1,197,794（株）
新株予約権証券	1,922	1,922
新株予約権付社債券	―	―
株券等信託受益証券（　）	―	―
株券等預託証券（　　）	―	―
合計	1,199,716	1,199,716
（潜在株券等の数の合計）	(1,922)	(1,922)

（注）　公開買付届出書に記載のとおり、本公開買付けにおいて買付け等を行う応募株券等のうち、(1)(ⅰ)644,115株に満つるまでの数の普通株式については、全てＫＤＤＩが買付け等を行い、(ⅱ)644,115株を超える数の普通株式については、全てＮＪが買付け等を行い、(2)本新株予約権については、全てＮＪが買付け等を行うこととしておりましたが、各公開買付者が買付け等を行った「株式に換算した買付数」の内訳は以下のとおりです。

公開買付者名	株券	新株予約権証券
ＫＤＤＩ	644,115株	－
ＮＪ	553,679株	1,922株

（４）【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)	3,486,417
ａのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	1,922
ｂのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	―
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)	2,777,912
ｄのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	0
ｅのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	―
対象者の総株主等の議決権の数（平成24年12月31日現在）（個）(g)	6,864,645
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)／(g+(b−c)+(e−f))×100)（%）	91.23

（注１）「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、ＫＤＤＩ及びＮＪがそれぞれ所有する株券等に係る議決権の数並びに令第７条第１項第１号に基づきＫＤＤＩの所有に準ずる株券等に該当するＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等に係る議決権の数（152,904個）の合計を記載しております。

（注２）「ａのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)」は、ＮＪが保有する本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922株）に係る議決権の数を記載しております。

（注３）「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)」は、各特別関係者が所有する株券等（但し、法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株券等、公開買付者であるＫＤＤＩ及びＮＪがそれぞれ所有する株券等、令第７条第１項第１号に基づきＫＤＤＩの所有に準ずる株券等に該当するＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等並びに対象者が所有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注４）「対象者の総株主等の議決権の数（平成24年12月31日現在）（個）(g)」は、対象者の平成25年３月27日提出の第19期有価証券報告書（以下「対象者第19期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第19期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（6,947,813株）から対象者第19期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数（83,168株）を控除した株式数（6,864,645株）に係る議決権の数（6,864,645個）に、対象者第19期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の本新株予約権の目的である対象者普通株式の数（1,922株）に係る議決権の数（1,922個）を加えた6,866,567個を分母として計算しております。

（注５）「報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)」及び「買付け等後における株券等所有割合」について、各公開買付者の内訳は以下のとおりです。なお、ＫＤＤＩについては、ＫＤＤＩが所有する株券等に係る議決権の数（2,777,912個）及び令第７条第１項第１号に基づきＫＤＤＩの所有に準ずる株券等に該当するＫＤＤＩがみずほ信託銀行株式会社に対して有価証券管理信託に付している株券等に係る議決権の数（152,904個）の合計を記載しております。

公開買付者名	議決権の数（所有割合）
ＫＤＤＩ	2,930,816個（42.68%）
ＮＪ	555,601個（8.09%）

（注６）「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（５）【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。